

## 第8回千葉県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和8年5月26日（火） 午後1時25分から

2 場 所 プラザ菜の花 4階「楨」

### 3 出席者

委 員 立岡 大助、粕谷 清、出山 輝夫、勝矢 久、大堀 潔、  
村尾 真一、戸澤 優之、高井 則之、吉富 友恭、小倉 久子

水 産 課 宮嶋課長  
篠原漁業調整班長、志村技師

漁業資源課 原課長  
赤羽資源管理班長

水産事務所 銚子：坂本所長、辻技師  
館山：小宮課長、渡邊副主査  
勝浦：三田所長、鈴木課長

水産総合研究センター内水面水産研究所 藍所長

事 務 局 永野副技監、田島技師

### 4 議 題

（1）江戸川における遊漁規則の変更認可について（諮問）

（2）その他

### 5 審議経過

【永野副技監】

それでは、定刻前でございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第8回千葉県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

それでは、立岡会長から御挨拶をお願いいたします。

【立岡会長】

皆さん、こんにちは。委員の皆様には、第8回千葉県内水面漁場管理委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

5月の下旬となりましたけども、夏を思わせるような暑い日が多くありますが、先週ですか、季節が一つ戻ったような、北東の風が吹いて本当に寒い日があって、気温

の寒暖差が激しく安定しない気候になっています。体調など崩されませんように、くれぐれも御留意いただければと思っております。

さて、県内4河川へのアユの種苗放流でございますけども、4月の8日から始まりまして、5月の18日までに、例年とほぼ同じ約20万尾が放流されたと伺っております。アユの解禁日である6月1日が来週に迫っておりますけども、今年は放流以降、天候はまずまずで、これまでのところ大きな出水はないということでございます。多くの方がアユ釣りを楽しまれ、地域に賑わいが出ることを期待したいと思います。

本日の議題ですけども、江戸川における遊漁規則の認可についてとなっております。遊漁者の方の利便性を高める電子チケットの導入に向けての規則改正であり、内水面の活性化につながる案件でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### 【永野副技監】

ありがとうございました。

本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。会議に出席できない旨、連絡のありました委員はございません。委員定数10名のうち10名の方に出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用する第145条により、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条により、立岡会長をお願いいたします。

#### 【立岡会長】

それでは、議事に入ります前に、本日の委員会に関し、傍聴希望者が1名ございました。漁業法第173条で準用する第145条第3項及び委員会会議規程第14条の規定により、認めることといたします。

傍聴人が入室しますので、しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

#### 【立岡会長】

傍聴人の方に対してですけれども、傍聴の受付でお渡ししました注意事項につきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行いたします。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第10条により、私のほうから指名をさせていただきます。出山委員さん、戸澤委員さんに、それぞれお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

第1号議案、江戸川における遊漁規則の変更認可について（諮問）を上程します。事務局より朗読をお願いします。

【田島技師】

（朗読）

【立岡会長】

続きまして、水産課から説明をお願いします。

【水産課】

水産課漁業調整班の篠原と申します。着座にて説明させていただきます。

まず、資料の3ページを御覧ください。江戸川における内共第11号の共同漁業権は東京都知事免許となっており、東京都の東京東部漁協、埼玉県の埼玉東部漁協、千葉県の松戸市漁協及び市川市漁協の4つの漁協が、令和5年から令和15年まで共有で免許を受けております。今回、第五種共同漁業権の遊漁規則の変更の申請が、代表の東京東部漁協から東京都に提出されました。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらは変更の理由書となっておりますが、近年、漁業権魚種の遊漁に関する問合せが増加していることから、遊漁者のニーズに対応し、管理コストの削減や遊漁料収入の増加を図るため、オンラインシステムによる遊漁承認証の販売を可能にしようとするようなものとなっております。

次に、資料の2ページにお戻りください。遊漁規則の認可に当たっては、漁業法170条第4項の規定に基づき、関係する内水面漁場管理委員会の意見を聞く必要があるため、東京都知事から当委員会へ諮問があったものとなっております。また、東京都知

事からは、東京都及び埼玉県の内水面漁場管理委員会へも同様に諮問がされております。

次に、変更内容を説明しますので、資料9ページの新旧対照表を御覧ください。左側が変更後、右が現行の規則となっております。

まず、第2条の第2項で、オンライン申請を可能とする旨の文言を加筆しております。

次に、10ページを御覧ください。一番上の第6条の第2項でございますが、遊漁料の納付方法にオンラインシステムの文言を加えております。

続いて、第7条において、オンラインシステムによる遊漁承認証の発行、また交付を可能とする旨を加筆しております。

次の11ページでございますけれども、こちらは附則で、施行日や現行の遊漁承認証が有効な旨を記載しております。

続きまして、江戸川における近年の遊漁承認証の発行状況について御説明しますので、別様の資料1と右肩に書いてある資料を御覧ください。こちらは令和4年から令和6年までの3年間の漁業権を受けている4漁協による、遊漁承認証の発行枚数を集計したものでございます。令和4年は合計で0枚、令和5年は5枚、令和6年は19枚となっております。直近の発行枚数としては僅かというような結果となっております。

続きまして、オンラインシステムの一例について、内水面漁場管理委員会事務局より御説明いたします。

#### 【田島技師】

引き続き事務局から、今回遊漁規則を変更し導入されるオンラインシステムに関して、事業者の一つであるつりチケの運営事務局から資料を提供していただきましたので、システムの概要について御説明いたします。

着座にて説明いたします。

お手元に、資料の右肩に資料番号2と書いてあるものを御用意ください。

なお、本説明については、千葉県並びに千葉県内水面漁場管理委員会が、当該事業者が提供するサービスのみを推奨するものではございませんので、御理解ください。

まず、オンラインシステムにより遊漁者の方が遊漁券を購入する場合、メールアドレスの登録、パスワード設定等により、アカウントの登録をしていただく必要がございます。アカウントの登録が完了しましたら、サイト上で遊漁を行いたい河川や漁協

のページへアクセスしていただき、遊漁券の種類の選択、利用日や利用者情報の入力を行っていただき、決済・発券となります。

発券した遊漁券の利用方法については、遊漁券を自宅やコンビニ等で印刷し、漁場へ持参し、腕章等に装着するパターン。アプリで遊漁権を表示し、漁場監視員に必要なに応じて画面を見せるパターン。アプリ内の位置情報共有システムを利用して、監視員がGPSによる監視を行う、3パターンがございます。利用方法においては、漁場や漁協によって異なります。

このように遊漁券の購入、利用に関して、自宅と漁場の2か所で完結できるメリットがございます。

オンラインシステムによる遊漁券の利用に係る説明は、以上でございます。

#### 【立岡会長】

議案の朗読と説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何か御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。特段ないようでございますので、質疑を終了し、採決に入ります。

議題第1号、江戸川における遊漁規則の変更認可について（諮問）、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

#### 【立岡会長】

挙手全員。第1号議案は、原案どおり可決決定といたします。

次に、議題2のその他ですけれども、委員の皆様、何かございますでしょうか。

特になければ、議題を全て終了とします。

次に、会議次第、第5のその他ですけれども、皆様、何かございますでしょうか。

特になければ、漁業資源課及び内水面水産研究所から、情報提供をお願いいたします。

## 【漁業資源課】

漁業資源課資源管理班の赤羽と申します。

内水面水産資源の回復と漁業振興に係る取組について、説明させていただきます。  
着座にて失礼いたします。

本日の説明は、初めに千葉県内水面漁業振興計画の施策体系に触れさせていただいた後、内水面水産資源の回復と漁業振興に係る県の取組状況として、カワウ被害対策と、遡上性の高いアユ種苗作出技術の開発について、説明させていただきます。

内水面漁業は、アユ、ワカサギ、ウナギ、コイなど、日本の伝統的な食文化と密接に関わる水産物を供給する機能のほか、内水面漁業による水産動植物の増殖や漁場環境の保全管理を通じて、国民に釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を提供するなど、多面的機能を発揮し、豊かで潤いのある国民生活の形成に寄与しています。しかし、河川などにおける水産資源の生息環境の変化、オオクチバスなどの特定外来生物やカワウによる被害などにより、内水面漁業の漁獲量は減少しています。

中ほどのグラフにありますとおり、本県の内水面漁業の生産量は、平成5年には約4,000トンありましたが、生産量の多くを占めていたしじみの急激な減少により、平成15年には1,000トンを下回り、その後もコイヘルペスウイルス病や放射性物質による出荷自粛の影響もあり、平成6年の生産量は19トンまで減少しました。

なお、県内の内水面養殖業の生産量は、平成25年以降は100トン前後で推移し、近年は横ばい傾向にあります。

生産量の減少に伴い、内水面漁業においても組合員の高齢化や減少、遊漁収入の減少などにより、組織の脆弱化が進んでいます。

水産資源の回復と地域づくりの推進を担う漁協の経営基盤の強化を図り、内水面の有する多面的機能を最大限に発揮していくことが必要です。

県では内水面における水産資源の回復や、漁場環境の再生などに向けた施策を総合的、計画的に実施するため、内水面漁業の振興に関する法律に基づく都道府県計画を策定しています。

計画における目指す姿としては、漁業者によるアユやウナギなどの有用魚類の種苗放流や産卵床の設置、カワウなどによる食害の防除などが効果的に実施され、水産資源の維持・増大が図られることで、内水面漁業の生産量が増加するとともに、多くの釣り人が遊漁を楽しんでいること。また、漁業者グループによる環境・生態系保全活

動などの取組が推進されることにより、内水面が有する多面的機能が発揮され、河川や湖沼の環境保全や都市住民との交流促進による賑わいの創出が進んでいること。さらに、ホンモロコやアオノリなど地域の特色のある養殖品種が安定的に生産され、特産品として根強いファンに指示されていることの3点です。

計画に基づく施策体系について説明します。

初めに、水産資源の回復と漁業振興に向けた取組として、シラスウナギ密漁防止や流通秩序の維持、ウナギ資源の適切な管理を推進してまいります。あわせて、県内の主要な河川や湖沼において魚介類の生息状況調査を実施し、資源の現状把握に努めます。また、漁協が実施している種苗放流や産卵床の設置に対して支援を行い、資源の回復を図るとともに、外来魚の防除活動やカワウによる被害対策に取り組み、有用魚類の保全と漁場環境の改善に努めてまいります。

次に、漁業の振興と漁業協同組合の経営安定化に向けた取組です。病気に強く活力の高いアユ種苗の開発を進めることで、遊漁人口の維持、増加を図ります。こうした取組によって、地域経済の活性化につなげるとともに、漁協の経営基盤の安定化を目指してまいります。

また、養殖業の推進も重要な柱です。ホンモロコやアオノリ養殖の振興を進めることで、地域の特色ある水産物の安定生産に貢献してまいります。

続いて、内水面の有する多面的機能の発揮についてです。漁場環境の維持として、漁業者や地域住民が連携し、環境や生態系の保全活動を実施することを支援していきます。また、情報発信と交流の促進にも取り組みます。種苗放流体験などのイベントを通じて、子供たちをはじめとする地域住民に環境や生態系の大切さを伝え、理解を深めていきます。

これらの施策を総合的に推進することで、内水面漁業を振興してまいります。

それでは、次に、本県におけるカワウ被害対策について説明します。

カワウは1970年代に個体数が激減しましたが、1990年代以降、個体数が増加に転じ、分布も拡大し、河川や湖沼における水産資源への食害が深刻化しました。本県でもアユの漁場を有する養老川、小櫃川、湊川、夷隅川で漁業被害が問題となっており、令和7年の被害量は約2トンと推定されています。

養老川上流域で4月から5月に捕獲されたカワウが捕食している魚類を調べたところ、魚類10種やエビ類が確認されましたが、餌生物の出現状況を把握するための指標の組

成ではアユが最も多く、アユ放流種苗を主な餌生物としていると考えられます。

中段のグラフは、養老川、小櫃川、湊川におけるカワウの年間飛来数及び被害金額の推移を示しています。年間飛来数を見ますと、26年以降減少に転じ、令和2年には半数まで減少しましたが、令和3年以降再び増加に転じ、令和6年には466羽、平成25年との対比で80%に達しました。令和7年は282羽まで減少しています。被害金額は飛来数に連動し、令和6年には約470万円と高い状況となっています。

アユの放流を実施している内水面漁協では、カワウによる放流魚の被害を受けて、平成14年4月に県内水面漁連、漁協、自然保護団体、県関係部局で意見交換を行う場を設けました。その後、県内における漁業被害の実態を把握し、効果的な防除対策を検討することを目的とし、平成16年9月に千葉県カワウ被害対策協議会を設立して、本格的な対策に着手しています。

カワウによる漁業被害の軽減を目的として、関係者が効果的な被害対策に一体的に取り組むため、県協議会では平成29年度から千葉県カワウ管理計画を策定しており、今年3月には第四期計画を策定しました。計画対象区域はアユの漁場を有する4河川で、計画の目標は、被害を与えるカワウの個体数を平成25年度の半数、293羽以下に維持することです。

全国でも、被害を与えるカワウの個体数は令和4年に約4万2,000羽となっており、近年は増加傾向にあります。令和6年5月に環境省、水産庁が示した国のカワウ被害対策の考え方においても、漁業被害を軽減しつつ、さらなる捕獲対策の強化を図ることで、令和10年度までに内水面漁業に被害を与える個体数について、平成25年度水準からの半減を目指すとしており、県計画でも国の設定に準じた目標設定としています。

第四期計画では、広域協議会との連携やねぐら等の現状把握のためのドローンの活用など、国の令和6年度からのカワウ被害対策の考え方を踏まえた項目を追加しています。追払い、着水防止、銃器等による捕獲、種苗放流の分散放流などの被害防除対策、ねぐらやコロニーの現状把握、新規ねぐらの早期発見状況などの個体群管理により、被害防止を図るものとしています。

最後に、第四期計画に新たに盛り込まれた対策として、行徳湿地におけるカワウ個体群管理について説明します。

県内のカワウ生息数・営巣数は増加傾向にあり、関東最大のコロニーである行徳湿地では、令和6年12月時点で生息数1万3,843羽、営巣数865巣が確認されています。行

徳湿地の個体群が関東圏をはじめとした広域に飛来し、漁業被害につながるおそれがあるほか、周辺地域でも悪臭などの生活被害が発生していることから、適切な管理が求められています。

関係都県や環境省、水産庁、国土交通省などで組織する関東カワウ協議会において、行徳湿地の個体群管理を連携して行う方向で合意形成され、構成員である水産庁の協力を得て、令和7年度効果的な内水面水産資源被害防止技術開発事業の一環として、繁殖抑制試験を実施する運びとなりました。令和7年12月及び令和8年1月に2回実施された試験では、国や本県を含めた関係自治体、漁業関係者などが作業に参加し、釣り竿の先端につけた鏡を用いて、木の上の巣の内部の卵を確認しながら、巣の内部にドライアイス投入する作業を行いました。巣から卵がなくなるとカワウは再び産卵するため、卵を巣に残したままドライアイスで凍らせ、ふ化させない手法となっています。

千葉県でも5月に同地区において、環境部局と水産部局で繁殖抑制作業を行っています。

今後は、抑制効果を検証し、個体数の適切な管理を目指す方針です。

#### 【内水面水産研究所】

引き続きまして、内水面水産研究所のほうから、遡上性の高いアユ種苗作出技術の開発について説明いたします。

スライド7をお願いします。

最初に、背景と目的に触れたいと思います。

アユは種苗放流が行われておりますが、人工種苗は流れやすく、上流への遡上性も弱いと言われております。ですから、漁協等からは遡上性の高い種苗が求められております。そのため、遡上性に優れたアユ種苗を作出することを目的に、技術開発を進めています。

では、どのようにそのようなアユを作出するかですけれども、天然魚は遡上性がよいと言われておりますので、天然魚と交配することで作出しようと試みました。具体的な新規系統魚の作出方法について、スライドに示しておきました。計画の「新規系統魚の作出方法」というところを御覧ください。

令和4年には、夷隅川で採捕された天然魚同士を交配して、F1を作出しました。Fと

いう文字をつけていますけれども、Fとは英訳の頭文字を取ったもので、交配してできた1代目という意味です。令和5年度にはF1の雌と天然魚の雄を交配して、F2、いわゆる2代目を作出しました。令和6年度には、F2の雌と天然魚の雄を交配するところは同じですが、交配する天然魚の雄を選抜しております。選抜には、飛び跳ね検定という手法を用いました。その様子も写真で出ております。飛び跳ね検定とは、落水の刺激を受けると飛び跳ねるアユの行動を利用したもので、一定の高さを飛び跳ねた天然魚の雄を親魚として交配して、F3、いわゆる3代目を作出しました。令和7年度には、F3の雌と、同様に飛び跳ね検定を用いて選抜した天然魚の雄を交配して、F4、いわゆる4代目を作出しております。

スライド8をお願いします。

次に、調査方法についての説明です。

調査は、令和5年度から7年度に、標識付けした新規系統魚と継代魚をそれぞれ約1万尾ずつ、養老川の同じ場所に放流いたしました。継代魚も、もともとは夷隅川の天然魚由来ですが、12代から14代継代したアユです。

スライドの右側には養老川の図を示しております。放流場所を水色の二重丸で示しております。そこで放流して、上流に行くのか、下流に行くのかを調査しました。放流後7月から9月にかけて、4回から5回、図に赤丸で示した調査地点でアユを採捕しました。取りまとめに際しては近い調査地点をまとめ、上流側を調査エリア1と2、下流側を調査エリアの3と4に分けて、それぞれの調査エリアの採捕率を継代魚と新規系統魚で比較いたしました。

スライド9をお願いします。

ここから結果の説明に入ります。

下のほうに、調査エリアごとの採捕率を図に示しております。3つの図が出ておりますが、左側が令和5年度、中央が令和6年度、右側が令和7年度の結果です。新規系統魚の採捕率を青、継代魚の採捕率を緑で示しております。

調査結果を見ますと、調査エリアの1と調査エリア2、これは上流側に位置しますが、上流側の採捕率は新規系統魚と継代魚には有意な差は認められませんでした。一方、右側の7年度の図を見ていただきますと、この年は選抜親魚を用いて作出したF3の結果ですけれども、上流側の採捕率が0.5%、一方F14、継代魚の採捕率は0.3%ということで、F3の採捕率が継代魚の約1.6倍という結果でした。

以上の結果から、まだ調査を継続して状況を確認していく必要があると考えております。

次に、これらの図から新規系統魚の傾向があると思います。令和5年度から7年度の調査エリアごとの採捕率を見てみますと、継代魚よりも新規系統魚のほうが高い傾向にあります。このことから、新規系統魚は生き残りがよい可能性があるのではと考えております。

本県では、令和6年度までは県内4河川に継代魚を放流しておりました。一方、漁協のほうから継代の少ない種苗を望む意見もあり、そういったことを踏まえまして、令和7年度には新規系統魚のF3を放流いたしました。その結果、4河川とも冷水病やエドワジェラ・イクタルリ感染症といったアユの疾病の発生は確認されず、継代魚と同様に病気にはかかりにくいと考えております。

最後に今後の計画ですが、今年度、令和8年度は、先ほど説明しました選抜親魚を用いて作出した新規系統魚であるF4と、継代魚のF15を養老川に放流して、遡上状況を把握する予定です。

以上で説明を終わります。

**【立岡会長】**

ありがとうございました。

ただいま県のほうから内水面漁業に係る情報提供がされましたけども、御質問等ございましたらお願いいたします。

では、高井委員さん。

**【高井委員】**

御説明、ありがとうございました。今のアユのお話についてちょっと伺いたいんですけども、新規系統魚のほうで採捕率が高くなっているという、これ、どういう手法で採集しているのですかね。

**【立岡会長】**

内水面水産研究所、如何でしょうか。

【内水面水産研究所】

採捕方法は、スライドの8の写真に示しておきましたけれども、河川で投網を投げまして、捕まえていくという方法で採捕しております。

【高井委員】

採捕率が新規系統魚で継代魚よりも高いという結果について、生き残りやすいのではないかというお話でしたけれども、投網に捕られやすい特性があるとか、そういうことは無いんですか。漁獲効率が良いとか。

【内水面水産研究所】

恐らく、私どもの考えは、継代魚と新規系統魚を比較しますと、川に残っている尾数が多いので、同じような投げ方で捕まえてきた魚の中に新規系統魚のほうが多く採捕されるのではないかと考えています。つまり川に多く残っている結果を反映しているのではないかというのが、我々の考え方です。

【高井委員】

新規系統魚というのは、これは飛び跳ね検定というので選抜されたというあれで、行動特性としてどうなんですか。これ、要するに元気よく飛び跳ねるやつを選んでいくということになるのですかね。

【内水面水産研究所】

そのように考えています。

【高井委員】

そういう行動特性が漁獲効率に影響を及ぼす可能性というのは無いんですか。

【内水面水産研究所】

私のほうでは、ちょっとそのような知見を持ち合わせておりませんが。

【高井委員】

分かりました。ありがとうございます。

【立岡会長】

高井委員。よろしいですか。

ただ今の御意見についてはよく研究所のほうで色々検討していただければと思います。

他に何かございますでしょうか。高井委員さん。

【高井委員】

すみません、カワウのほうについてもちょっと伺ってみたいんですけれども、これ、4ページの図のところの左側の年間飛来数のグラフですが、明らかな減少傾向が現れているところ、明らかというか、だんだん減っていつている期間、平成26年から29年のところと、それから平成30年から令和2年のところがだんだんと減っているという、逆に令和2年から令和6年にかけてだんだん増えていつているという、これはどういう要因でこうなったかというのは分かっているのでしょうか。

【立岡会長】

県、いかがですか。

【漁業資源課】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。

被害地区におけるカワウの飛来数の変動については、一義的にこれが効いているとあったところについてはちょっとまだ分からない部分もあります。ただ、一方で組合のほうも、アユ等の種苗を守るため、追払いとか、春には、しっかりと連携してやっておりますので、そういったところの効果の積み重ねで、ある程度被害を抑え込んだり、ただ直近についてはまた個体数が増加傾向にあるということで、また増えてきたり、そういったいろんな要因で変動しているものというふうに考えております。

【高井委員】

カワウの個体数をある程度抑えるということを管理目標にしておられるのであれば、

なぜ減少していったか、26年から29年にかけて減っていったか、あるいは30年から2年にかけて減っていったかというところの要因のところをある程度明確にすれば、それに基づいて要因に絞ったような形で対策を立てれば、より合理的ではないかと思うんですけども、効率的といいますか。そこら辺、どうなのでしょうね。

【立岡会長】

県、お願いします。

【漁業資源課】

漁業資源課資源管理班、赤羽です。

確かにそういった要因を特定して、効果的なカワウ対策につなげるといったことが求められるのかなと思っております。ただ、カワウはかなり広域で動きます。そして、個体数というものをやはり、例えば特定のコロニーを抑え込んでも、そこからまた、例えばそのコロニーがなくなると、別の場所にカワウが移って新たな場所で被害が拡大する、そういったことも知られておりますので、国のほうもカワウの対策の考え方の中では個体数管理と、あとは河川ではカワウに食べられない、防除のところを組み合わせて取り組むようにということで、国のほうも考え方を示しておりますので、県としても両輪で取り組んでいると、そういった状況になっております。

高井委員の御意見も踏まえて、また研究のほうを進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

【立岡会長】

では、粕谷委員さん、お願いします。

【粕谷委員】

カワウのことで一応、私もよく分かりませんが、地元の亀山湖辺りをずっと見ていますと、ここ二、三年はかなり数量が減ったんですね。ただ、カワウ対策協議会あたりの話を聞きますと、下流、海辺の方にみんな寄っていると。それで、アユを放流した時点では、今のところはかなりやっぱり数がいますよ。上流部でアユのそういう病気だとか、結果がよくなかったものですから、カワウのほうやっぱりそうい

うところは反応が早いというようなことが見られるのかなと、私はそう思っています。上流部のほうの魚というか、そういうものが思うように、周りの流木やなんかが生い茂って、藻がつかないというようなところの中で、上流部に魚が住み着いていないというのが実情であって、そこにはカワウはいないというようなことが見受けられるのかなと。放流したばかりは、今はやっぱりいます。だから、そういうところはカワウの方が反応が早いのかなと、私はそう思っています。

以上です。

#### 【立岡会長】

よろしいでしょうか。恐らく、4ページ目の値は、漁場での確認のカワウ数が減っているのは示していますけど、6ページ目に書いてあるとおり、千葉県全体でのカワウの生息数とか営巣数は増えているということですから、その辺でギャップがあるということかなと思います。そうすると、先生おっしゃるように、漁場だけの対策じゃなくて、もしかしたら先ほどのコロニーの対策とか、こういったものをやることで全体をコントロールしていくというのが、県全体の施策なのかなというふうに考えますけど。よろしいでしょうか。

他に何かございますでしょうか。吉富委員さん。

#### 【吉富委員】

アユのほうですけれども、9ページのほうのグラフを見ますと、令和5年と令和7年で調査エリア1のほうでは新規系統魚が少ない、あるいはいないというような結果になっていると思うのですが、これはどういうことなのかなというのと。

あと、実際、遡上は産卵場所まで遡上するというのが重要だと思いますので、何か産卵に適した場所が調査エリア2にあるのかとか、ちょっといろいろ考えたんですけど、どのような上流の環境になっているのでしょうか。

#### 【内水面水産研究所】

回答いたします。まず1番目で、令和5年度に新規系統魚が調査エリア1で捕まっていないのはなぜかといったことでよろしいでしょうか。

【吉富委員】

はい。あと、令和7年も少ない。

【内水面水産研究所】

少ないですね。調査エリアの1番というのは、スライド8の養老川の図を見ていただきたいんですけども、栗又の滝という滝が養老川にありまして、アユの漁場の一番上の部分に該当します。ですから、それ以上は滝がありましてさすがにアユも上れませんので、そこまで行けるものが最も遡上性の高いものだという判断もできますので、調査エリアに入れて比較しております。その結果、5年度なりほかの全ての年度を通して少ないというところを見ますと、やはりすごく遡上性の高いアユというのは、残念ながら作出できていないといったのが現状です。

この結果を見ますと、調査エリアの2で放流地点があります。調査エリアの2ではかなり捕れていますので、放流した場所や周辺で捕れる魚が多いという結果になっております。

【吉富委員】

ありがとうございます。今ので理解できました。

それと、調査エリア2の辺りがアユの産卵場所となっているのでしょうか。

【内水面水産研究所】

それで、2番目の質問の産卵場所についてですけども、養老川は産卵場所と一般にいわれる場所がなく、本来ですと、中流部に高滝湖という人工湖があるのですが、それがなかったときはアユが流下して河口部で産卵して、天然の再生産が行われていたと思うんですけども、高滝湖が造られてからは、そういったアユの再生産のサイクルがなくなっております。今、高滝湖の上流部でアユの放流もされていますし、アユの漁場になっているんですけども、そのエリア内での産卵行動というのは確認されておられません。ですから、種苗を放流することによって、資源を維持しているといった状況になっております。

【吉富委員】

じゃあ、遡上性を高めるということは、産卵場まで行かせるという意味ではないんですか。

【内水面水産研究所】

そういった意味ではございません。いわば漁場全体にアユがいるというのがやっぱりお客さんにとってはいい状況だと考えております。それが流下しちゃって下流のほうばかり行ってしまうと、漁場としてはよろしくないということで、研究しております。

【吉富委員】

分かりました。再生産ということが目的ではなくて、広く満遍なくいる状況をつくるということが目的ということですね。

【内水面水産研究所】

そのとおりでございます。

【吉富委員】

ありがとうございます。

【立岡会長】

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですかね。

特にないようですので、これで次第第5のその他を終了とします。

最後、事務局のほうから何かございましたら、お願いします。

【田島技師】

(事務局事務連絡)

【立岡会長】

それでは、これをもちまして、第8回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様、どうもありがとうございました。

午後2時16分 閉会